

## 社会福祉法人 共栄会 役員等費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共栄会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、及び評議員（以下「役員等」とする。）が当法人の業務を遂行するために要した費用を弁償するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員等」とは、当法人の定款に定められた理事長及び理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 「費用弁償」とは、当法人における理事会、評議員選任・解任委員会、評議員会等に出席した場合における出席旅費又は当法人の業務遂行のため出張した場合の出張旅費をいう。

### (費用弁償の支給)

第3条 役員等が当法人における理事会、評議員選任・解任委員会、評議員会に出席した場合は、会食を有しない場合1日につき3,000円を支給する。

- 2 監事による会計監査については、出席した監事へ5,000円を支給する。
- 3 役員等が理事長の命により出張した場合には、旅費を支給する。

### (旅費の準用)

第4条 第3条第3項に規定する旅費の支給に関しては、共栄会職員旅費規程を準用する。

### (改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て行うものとする。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。